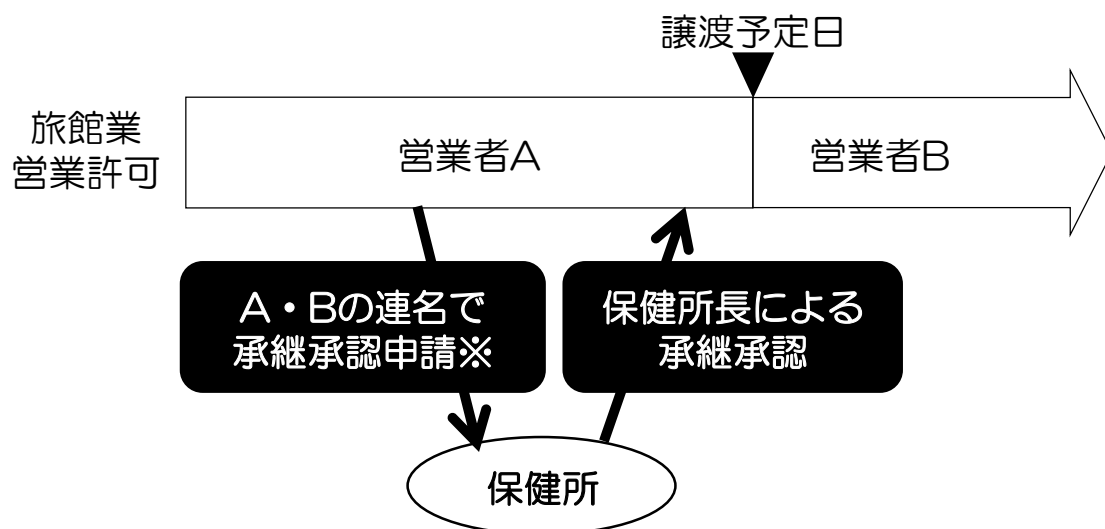


事業譲渡による承継手続きについて（旅館業）

法改正（令和5年12月13日）以降の事業譲渡の手続きは以下のとおりです。

例） 営業者Aから営業者Bへ旅館業営業を事業譲渡する場合



営業者Bは、譲渡予定日より前に保健所長による承継承認を受けることで、営業者A営業する旅館業の営業者の地位を承継することができます。

（営業者Bは新規許可を受ける必要はありません。）

※ 承認申請には申請手数料と譲渡を証する書類等の添付が必要です。

事業譲渡による承継承認申請は
令和5年12月13日以降に行われる事業譲渡が対象です。

それ以前の事業譲渡については、従前のとおり
新規で許可申請をする必要があります。

事業譲渡を行おうとする場合は、あらかじめ下記担当にご相談ください。

高松市保健所 生活衛生課 環境衛生係
TEL：087-839-2865 FAX：087-839-2879
Email：seikatsueisei@city.takamatsu.lg.jp